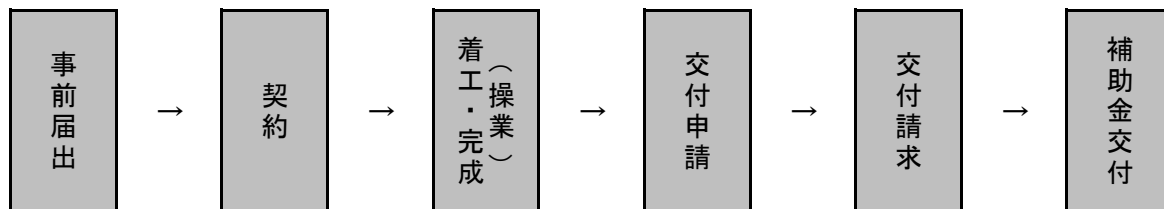


高根沢町で操業している中小企業者を応援します。

【高根沢町中小企業定着促進拡大再投資補助金】

制度について	町内の中小企業者の皆さんが、事業継続と拡大するときの投資を高根沢町は応援します。
実施期間	平成27年度～平成32年度(6年度)
予算額	1,000万円(平成30年度)
補助対象者 (すべてに当てはまる方)	<ul style="list-style-type: none">・町内に本社がある株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社又は個人事業者であること。・個人については、町内に住所を有していること。・町内で5年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であること。・高根沢町の町税等に滞納がないこと。・補助対象経費の合計額が1千万円以上であること。・当該補助金の交付を受けたことがないこと。
補助対象経費	町内に取得した次のもの <ul style="list-style-type: none">① 事業用の建物(新築、増築、改築、継承取得)を取得する経費(賃貸目的の建物を除く)② ①の建物の取得に伴う土地を取得する経費(建物敷地外の駐車場用地などは対象外)③ 生産設備(機械及び装置)の取得に係る経費 (耐用年数3年未満のもの及び100万円未満のもの、太陽光発電システムを除く。)
補助額	予算の範囲内で補助対象経費の5%、上限1千万円
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・補助対象事業の着手日(最初の契約日)から概ね3月前までに事前届出書の提出が必要です。・建物又は生産設備の取得日から2月以内に交付申請書を提出すること。・事前届出の提出日から原則として2年が経過すると補助金の交付を受けることができません。・補助金の交付の決定日から5年以上操業すること。(月数に応じて返還あり)・建物及び土地を取得したときは、不動産登記をすること。・自動車税、軽自動車税の対象となるものは補助対象とはなりません。

【手続きフロー】



■お問い合わせ

高根沢町産業課

電話 028-675-8104

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053



【平成27年4月1日現在】